

計画書

資料1

大津湖南都市計画地区計画の変更(湖南市決定)

都市計画 菩提寺イワタニランド南地区 地区計画を次のように変更する。

名 称	菩提寺イワタニランド南地区 地区計画		
位 置	湖南市菩提寺地先		
面 積	約2.1ha		
地区計画の目標	<p>当地区は、湖南市北西部に位置し、主要地方道竜王石部線をはさんで既成の市街地に接する市街化調整区域であるが、隣接する沿道は店舗や事務所等が建ち並び、区域内の一部は既に住宅開発が進むなど市街化が進行している。</p> <p>また、湖南市都市計画マスターplanでは、当地区を住宅地として整備を図る区域と位置づけている。</p> <p>そこで、当地区において、地区計画を定めることにより、スプロール化の防止と周辺環境と調和した良好な市街地の形成を目指す。</p>		
土地利用の方針	周辺の環境と調和した低層の戸建て住宅地としての土地利用を図る。		
地区施設の整備の方針	<p>地区に必要な区画道路、公園およびゴミ置き場等の公共施設を確保し、良好な住宅地の形成を図るとともに、周辺地域の自然環境および住環境に影響のないよう整備を図る。</p> <p>当該地区的区画道路は民間事業者および土地所有者の開発行為に伴い整備する。また、当該地区的公園は地区面積の3%以上を確保し、民間事業者の開発行為に伴い整備する。</p>		
建築物等の整備の方針	地区計画の目標および土地利用の方針に基づき、良好な住宅地の形成を図るとともに、将来、用途地域が指定された場合においても、土地利用上の支障が生じないよう、建築物等の用途、容積率・建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度および各部分の高さの限度を定める。		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区の名称	A地区	B地区
	地区の面積	約1.1ha	約1.0ha
その他の整備方針	<p>当該地区的排水設備は、既存開発地を除く区域(1.76ha)に浸透ます(浸透能力229.1mm/hr)16箇所を民間事業者の開発行為に伴い整備する。</p> <p>また、当該地区的袋路状道路はその先端に1.5m以上の避難通路を民間業者および土地所有者による開発行為に伴い整備する。</p> <p>新たに整備される公園等の維持管理は、地域住民による自治組織によって行う。</p>		

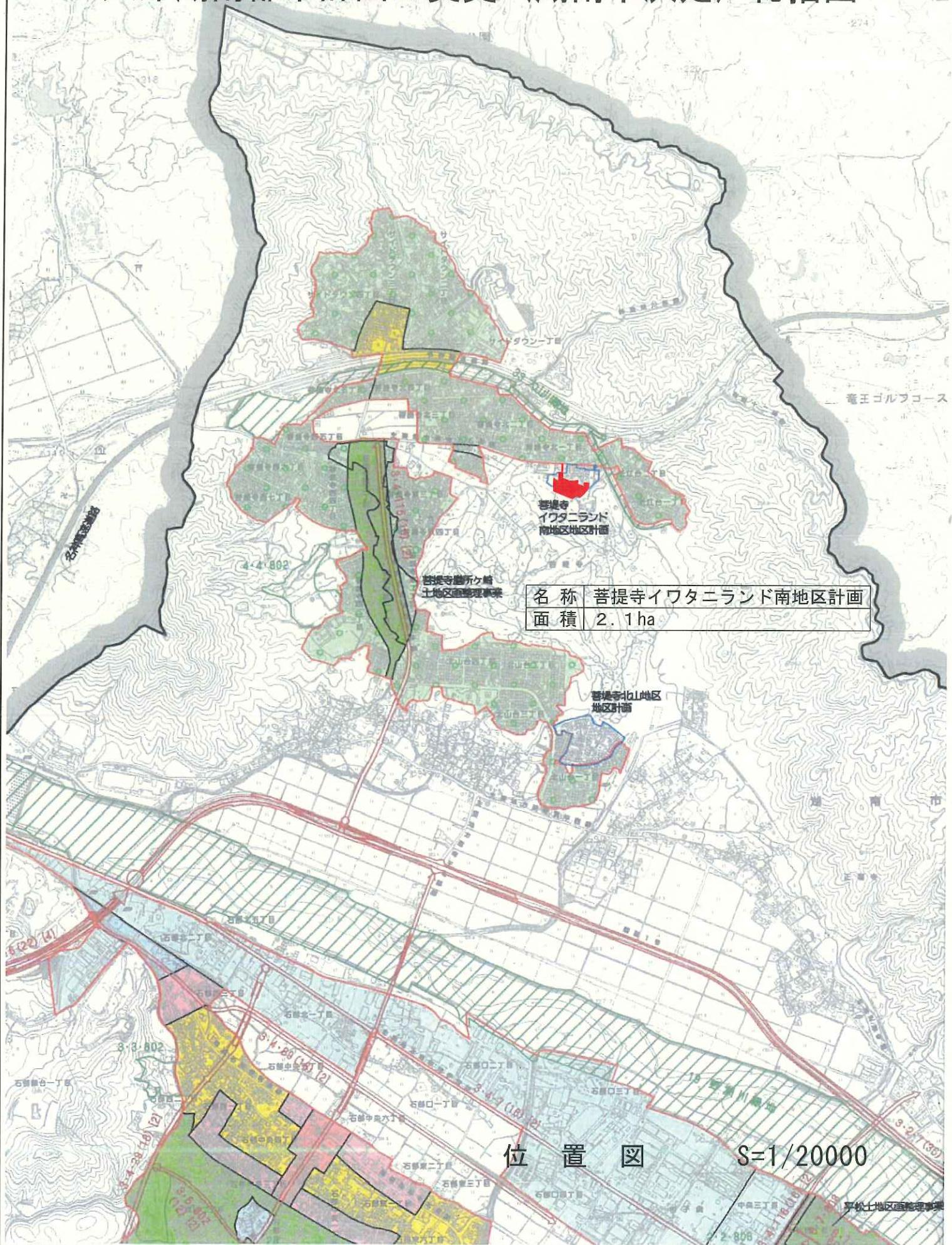
地区施設の配置および規模	道路	区画道路A	幅員 6m 延長約 70m	区画道路1	幅員 6m 延長約 93m	
		区画道路B	幅員 6m 延長約 120m	区画道路2	幅員 6m 延長約 119m	
		区画道路C	幅員 6m 延長約 40m	区画道路3	幅員 6m 延長約 43m	
		区画道路D	幅員 6m 延長約 170m	区画道路4-1	幅員 6m 延長約 23m	
		区画道路E	幅員 6m 延長約 80m	区画道路4-2	幅員 6m 延長約 16m	
		区画道路F	幅員 6m 延長約 140m	区画道路4-3	幅員 6m 延長約 20m	
		区画道路G	幅員 6m 延長約 50m			
地区整備計画	公園	公園 A	面積 0.015ha	公園 B	面積 0.035ha	
	調整池	-		調整池① 調整池②	面積 0.068ha 面積 0.041ha	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 建築基準法別表第2(い)に掲げる建築物のうち共同住宅、長屋形式の住宅を除く建築物。				
建築物等に関する事項	建築物の容積率の最高限度	100%				
	建築物の建ぺい率の最高限度	60%				
	建築物の敷地面積の最低限度	180m ² ただし、この地区計画の都市計画決定の告示の前日において、現に建築物の敷地として使用されている土地、または現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては適用しないものとする。	200m ² ただし、この地区計画の都市計画決定の告示の前日において、現に建築物の敷地として使用されている土地、または現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合においては適用しないものとする。			
	壁面の位置の制	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、建築基準法施行令第135条の21で定める場合を除き、1m以上とする。ただし、この地区計画の都市計画決定の告示の前に現に存する建築物または現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物またはこれらの建築物の工事の着手がこの地区計画の都市計画決定の告示の後である増築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替えがなされる場合は、当該増築、改築部分を除きこの限りでない。				
	建築物等の高さの最高限度	10m				

建築物の各部分の高さの限度	<p>建築物の各部分の高さは次に掲げるもの以下としなければならない。ただし、この地区計画の都市計画決定の告示の前日に現に存する建築物または現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物またはこれらの建築物の工事の着手がこの地区計画の都市計画決定の告示の後である増築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替えがなされる場合は、当該増築、改築部分を除きこの限りでない。</p> <p>一 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20m以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの。</p> <p>二 当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの。</p> <p>三 建築基準法別表第4、1号(ろ)欄に掲げる建築物は冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間ににおいて、同表(は)欄に掲げる平均地盤面からの高さの平面(対象区域外の部分および当該建築物の敷地内の部分を除く。)に、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲において、同表(に)欄の(1)の号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせないものとしなければならない。</p> <p>四 前各号の規定の適用の緩和に関する措置、その他適用に関し必要な事項は建築基準法第56条、第56条の2によるものとする。</p>
備 考	

「区域は、計画図表示のとおり」

理由 都市計画区域の変更に伴い都市計画菩提寺イワタニランド南地区の内容を変更する。

大津湖南都市計画の変更（湖南市決定）総括図



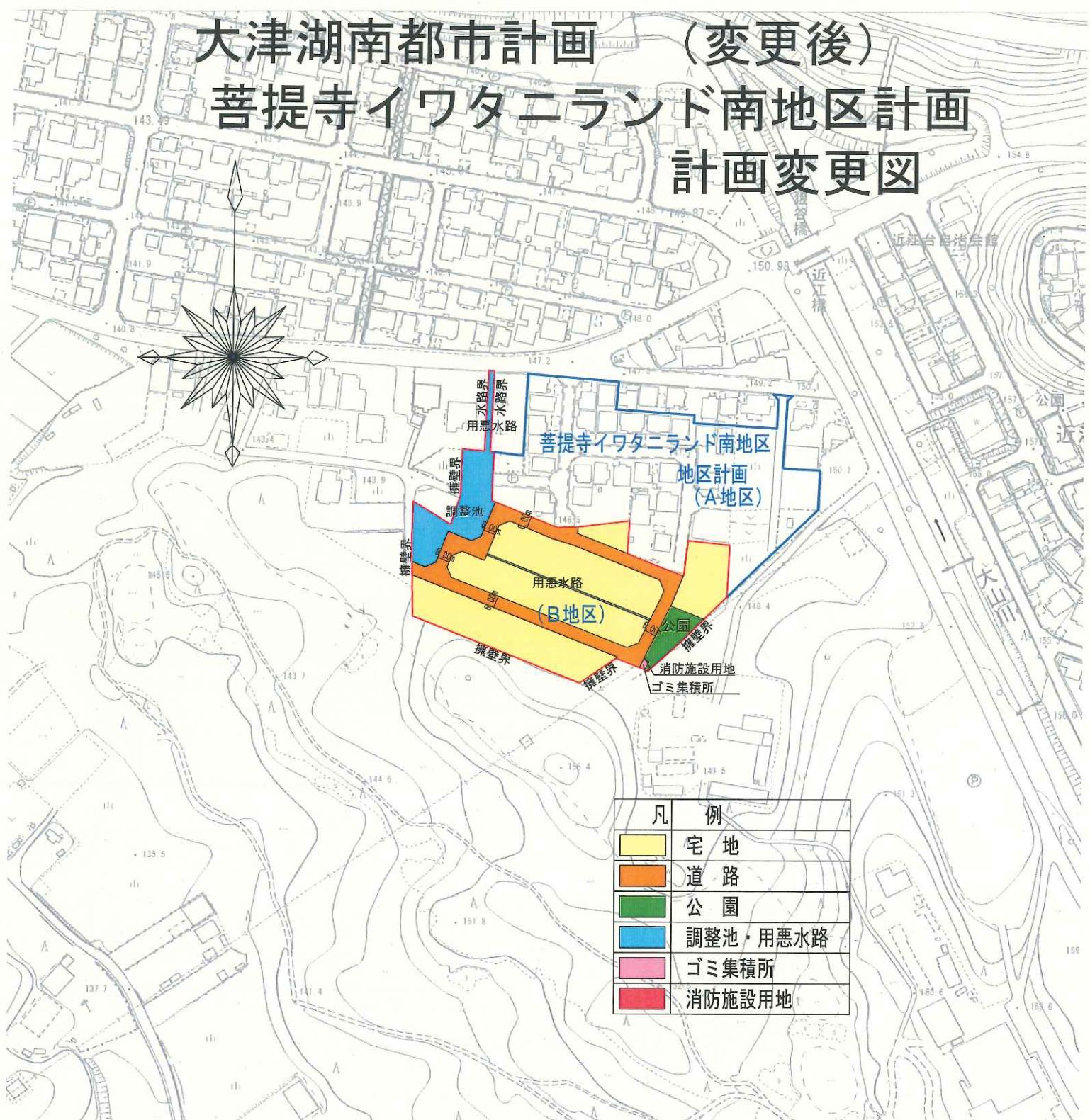
大津湖南都市計画（変更前）
菩提寺イワタニラント南地区計画
計画変更図



位 置 図

SCALE 1/2500

大津湖南都市計画（変更後） 菩提寺イワタニランド南地区計画 計画変更図



位 置 図

SCALE 1/2500

都市計画策定の経緯の概要

大津湖南都市計画 菩提寺イワタニランド南地区地区計画の変更

事 項	時 期	備 考
知 事 下 協 議	令和元年 6月 13 日	
地 元 説 明 会	令和元年 7月 9 日	
計 画 案 の 縦 覧 (市条例による縦覧)	令和元年 7月 11 日から 令和元年 7月 31 日まで	2週間+1週間(意見書 提出期間)
湖南市都市計画審議会	令和元年 8月 6 日	概要説明のみ
知 事 事 前 協 議	令和元年 8月中旬 (予定)	
計 画 案 の 縦 覧 (法第 17 条による縦覧)	令和元年 8月下旬から (予定) 令和元年 9月上旬まで	2週間必要
湖南市都市計画審議会	令和元年 10月初旬	諮詢、答申
知 事 協 議	令和元年 10月中旬	1ヶ月必要
決 定 告 示	令和元年 11月中旬	官報に掲載するため、 本協議を提出後
建 築 制 限 条 例 施 行	令和元年 12月下旬 (予定)	1ヶ月 + α